

SPC JINJIKEN NEWS



接種証明書を国内活用の方針(8月27日)

政府は、年内にも新型コロナウイルススワクチンの接種証明書について国内での活用をする方針を固めた。経済界からの強い要望を受けたもの。現在、海外渡航者向けに書面で発行している証明書のデジタル化を行い、飲食店での割引、イベント入場制限の緩和、介護施設での面会制限の緩和などに活用する。接種証明書を持たない人が不利益を受けないよう運用指針を作成する。

求人サイトの個人情報取扱いについてルール化を議論(8月31日)

求人サイトなどでの雇用仲介事業が急速に広まり、労働条件をめぐるトラブルが相次いでいることを受け、厚生労働省の労政審の分科会は、ネットに掲載する情報の正確性や利用者の個人情報取扱いのルール化のため、職業安定法の改正に向けた議論を開始した。現行法上、求人サイトの開設には許可や届出が不要で、利用者の個人情報についても保護義務はなく、行政処分の対象になっていない。仲介事業の内容ごとの法的な位置づけ等を明確化し、年内に概要をとりまとめて来年の通常国会への改正案提出を目指す。

7月の有効求人倍率と完全失業率(8月31日)

厚生労働省の発表によると、7月の有効求人倍率(季節調整値)は1.15倍(前月比0.02ポイント増)となった。2か月連続の上昇となったが、求職者が前月より減ったことが影響し

ていて回復傾向にあるとはいえ、今後の動向は不透明だとしている。また、総務省の発表によると、同月の完全失業率(季節調整値)は2.8%(前月比0.1ポイント低下)となった。2か月連続での改善となった。

改正育児法で政令案(8月31日)

改正育児・介護休業法の一部施行日を2022年10月1日とする政令案が出された。男性も子どもの出生直後8週間以内に、4週まで2回に分割して育児休業を取得でき、労使が合意すれば、休業中に就業できる。労政審の分科会では、事業主が労働者に就業可能日の申出を一方的に求めることを禁止する内容を含む指針の改正案も了承された。

離職者が就職者を上回る～2011年以来9年ぶり(9月1日)

厚生労働省が31日に発表した2020年の雇用動向調査によると、2020年の1年間で、労働者の離職者数は727万人(14.2%)、入職者数は710万人(13.9%)となり、2011年以来、9年ぶりに離職者が就職者を上回ることとなった(調査は5人以上の常用労働者がいる1万5,184事業所を対象に実施)。

休校時の助成金を見直し、個人申請可能に(9月1日)

厚生労働省は31日、コロナ禍による休校で仕事を休まざるを得なくなった家計を支援するため、保護者個人でも申請できる助成金制度を整備する方針を示した。既存の保護者支援を目的とする「両立支援等助成金」は会社が申請する仕組みで使われにくく、見直しが求められ

ていた。新制度は、今年3月末に打ち切った「小学校休業等対応助成金」の枠組みを活用する方向で、助成額や対象期間などの詳細はこれから詰めるとしている。

雇調金不正受給が12億円超（9月3日）

雇用調整助成金の不正受給が、昨年春から今年8月19日までに全国で132件発生し、合計で約12.3億円に上ることがわかった。悪質な事例には厚生労働省が刑事告発も検討するという。不正の疑いで支給されなかったケースも119件、約8.3億円分に上るといふ。

小学校休業等対応助成金が再開（9月8日）

厚生労働省は、3月末に終了していた「小学校休業等対応助成金・支援金」について、今年8月以降12月末までの休暇を対象に再開する予定と公表した。勤務先が申請を拒否した場合には個人で申請でき、フリーランスも対象となる。受付の開始日や助成金の上限は、近く発表予定。

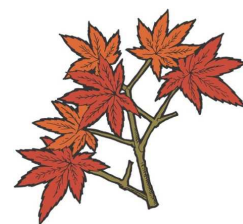
雇用保険料 引上げ議論開始（9月9日）

厚生労働省は8日、来年度以降の雇用保険率の引上げに向けて議論を始めた。雇用調整助成金の支給総額が4兆円を超えており、今秋にも財源が枯渇するとみられている。同省は年末までに労働政策審議会での議論を踏まえて方向性をまとめ、来年の通常国会に雇用保険法改正案の提出を目指す。

コロナによる死亡で家族が勤務先を提訴（9月16日）

夫の勤務先が新型コロナウイルス対策を怠ったことが原因で夫とその母親が感染し命を落としたとして、家族が夫の勤務先である一般社団法人に対して計8,700万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こした。訴状によると、男性の職場では、最初の発熱者が出てクラ

スターが発生。遺族側は、最初の発熱者がPCR検査を受けないうまま出勤したことを挙げ、同協会が感染拡大を防ぐ安全配慮義務を怠ったと指摘している。



脳・心臓疾患の労災認定基準が改正（9月16日）

労働者が脳・心臓疾患を発症した場合の労災認定基準が20年ぶりに改正され、15日から運用が始まった。従来の基準では、発症前1か月間に100時間または2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働は発症との関連性が強いと判断されていたが、新しい基準では、上記の水準には至らないがこれに近い時間外労働があり、かつ、一定の負荷（勤務間インターバルが短い勤務や身体的負荷を伴う業務）があれば発症との関連が強いと判断される。

トヨタ自動車社員、パワハラで労災認定（9月17日）

2010年に自殺したトヨタ自動車の男性社員の妻が、労災を認めなかった豊田労基署の処分取消しを国に求めた訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁は請求を棄却した一審判決を取り消し、労災を認めた。昨年6月、パワハラが精神障害の労災認定基準に明示され、今回の判断はそれに基づくものという。



重要改正 確定

令和3年度の地域別最低賃金の改定状況－すべての都道府県で正式に決定！

令和3年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。令和3年7月中旬に中央最低賃金審議会が示した「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」では、ランクを問わず、全国一律で28円引上げの目安が示されましたが、地方最低賃金審議会の判断で、28円を超える引き上げを行う県もありました。発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

……………**令和3年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧**……………

は改定あり(すべての都道府県で改定)

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
		前年度				前年度	
北海道	889	(861)	令和3年 10月 1日	滋 賀	896	(868)	令和3年 10月 1日
青 森	822	(793)	令和3年 10月 6日	京 都	937	(909)	令和3年 10月 1日
岩 手	821	(793)	令和3年 10月 2日	大 阪	992	(964)	令和3年 10月 1日
宮 城	853	(825)	令和3年 10月 1日	兵 庫	928	(900)	令和3年 10月 1日
秋 田	822	(792)	令和3年 10月 1日	奈 良	866	(838)	令和3年 10月 1日
山 形	822	(793)	令和3年 10月 2日	和歌山	859	(831)	令和3年 10月 1日
福 島	828	(800)	令和3年 10月 1日	鳥 取	821	(792)	令和3年 10月 6日
茨 城	879	(851)	令和3年 10月 1日	島 根	824	(792)	令和3年 10月 2日
栃 木	882	(854)	令和3年 10月 1日	岡 山	862	(834)	令和3年 10月 2日
群 馬	865	(837)	令和3年 10月 2日	広 島	899	(871)	令和3年 10月 1日
埼 玉	956	(928)	令和3年 10月 1日	山 口	857	(829)	令和3年 10月 1日
千 葉	953	(925)	令和3年 10月 1日	徳 島	824	(796)	令和3年 10月 1日
東 京	1,041	(1,013)	令和3年 10月 1日	香 川	848	(820)	令和3年 10月 1日
神奈川	1,040	(1,012)	令和3年 10月 1日	愛 媛	821	(793)	令和3年 10月 1日
新 潟	859	(831)	令和3年 10月 1日	高 知	820	(792)	令和3年 10月 2日
富 山	877	(849)	令和3年 10月 1日	福 岡	870	(842)	令和3年 10月 1日
石 川	861	(833)	令和3年 10月 7日	佐 賀	821	(792)	令和3年 10月 6日
福 井	858	(830)	令和3年 10月 1日	長 崎	821	(793)	令和3年 10月 2日
山 梨	866	(838)	令和3年 10月 1日	熊 本	821	(793)	令和3年 10月 1日
長 野	877	(849)	令和3年 10月 1日	大 分	822	(792)	令和3年 10月 6日
岐 阜	880	(852)	令和3年 10月 1日	宮 崎	821	(793)	令和3年 10月 6日
静 岡	913	(885)	令和3年 10月 2日	鹿児島	821	(793)	令和3年 10月 2日
愛 知	955	(927)	令和3年 10月 1日	沖 縄	820	(792)	令和3年 10月 8日
三 重	902	(874)	令和3年 10月 1日	全国加重平均額	930	(902)	—

注意！ 使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第40条により、50万円以下の罰金に処されます。

要確認

保険者から被保険者に対して被保険者証を直接交付することが可能に (令和3年 10月～)

健康保険制度における被保険者証については、保険者から事業主に送付し、事業主から被保険者に交付することが義務付けられていました。しかし、テレワークの普及等に対応した柔軟な事務手続を可能とするため、令和3年10月1日からは、保険者が支障がないと認めるときは、保険者から被保険者に対して被保険者証を直接交付することが認められることになりました（同制度の高齢受給者証等や船員保険制度の被保険者証等についても同様）。

これを受けて、厚生労働省から、「被保険者証等の直接交付に関するQ&A」を掲載した事務連絡がありました。主要なものを紹介します。（次ページへ続く）

……………被保険者証等の直接交付に関するQ & A 主要なものを抜粋……………

Q 被保険者証等の直接交付が認められるのは、保険者が支障がないと認めるときであるが、この「保険者が支障がないと認めるとき」とは、どのような状況を想定しているのか。

A 事務負担や費用、住所地情報の把握等を踏まえた円滑な直接交付事務の実現可能性や、関係者（保険者・事業主・被保険者）間での調整状況等を踏まえ、保険者が支障がないと認める状況を想定している。

Q テレワークの普及等に対応した事務の簡素化を図るため、被保険者証等の返納についても、事業主経由を省略してよいか。

A 省略できない。改正省令による改正後の健康保険法施行規則においても、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、事業主は遅滞なく被保険者証を回収して保険者に返納しなければならないこととされている。

★ 企業の事務手続が一つ減ることになりますね。しかし、被保険者証等の返納については、これまでどおり企業を経由して行うことになります。この点には注意が必要です。

重要情報

テレワーク等を活用する場合のマイナンバーの取扱い(個人情報保護委員会)

個人情報保護委員会のホームページにおいて、「注意情報」として、「新型コロナウイルス感染症対策として、事業者等においてテレワーク等を活用する場合のマイナンバーの取扱いについて」というQ&A形式の資料が紹介されています。確認しておきましょう。

……………令和3年9月に追加されたQ & A……………

Q テレワーク等により自宅においてマイナンバーを取り扱っても問題ないですか。

A マイナンバーガイドラインの安全管理措置において、「特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（取扱区域）について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する必要がある」と規定されておりますので、当該措置を適切に講じていれば、自宅において取り扱うことは問題ありません。

このような取扱いが現行の内部規定に抵触するようであれば、規定を見直すなどにより、適切に対応してください。

また、本ガイドラインに加え、当該事業者が遵守すべき法令やガイドライン等がある場合には、当該法令やガイドライン等を所管する団体へ問い合わせるなどにより、適切に対応してください。

なお、担当者が使用するPCや通信環境に十分なセキュリティ措置を施していただくとともに、特定個人情報等が記録された電子媒体等を持ち運ぶ際には、紛失・盗難等を防ぐための方策を講じていただくなど、本ガイドラインで定める漏えい等を防止するための安全管理措置を講ずる必要があることにご留意ください。



★ たとえば、事務取扱担当者が、自宅の一室で、一人でマイナンバーを取り扱う事務を行うといったことであれば問題はなさそうです。しかし、特定個人情報等が記録された電子媒体等を会社から自宅に持ち運ぶのであれば、その際に漏えいのリスクが発生します。また、自宅から、会社の特定個人情報ファイルを取り扱うことのできる情報システムにアクセスする場合でも、通信環境のセキュリティがしっかりしていないと、漏えいのリスクが発生します。

このように、会社でマイナンバーを取り扱うよりもリスクが高くなることが想像されますので、自宅でマイナンバーを取り扱うことを認めるか否かについては、慎重な判断が求められます。